

(窓口/面接用)

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり

みさわしふくしじむしょ
三沢市福祉事務所

せいかつふくしか ほごかかり
生活福祉課 保護係

1 はじめに

この「しおり」は、生活にお困りになり、ご相談にきた皆さんに、制度を正しく理解していただくためのものです。

2 せいかつ ほ ご生活保護とは

日本国憲法第25条(生存権保障)に基づき、生活に困っている全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度が生活保護です。

3 せいかつ ほ ご しゅるい生活保護の種類

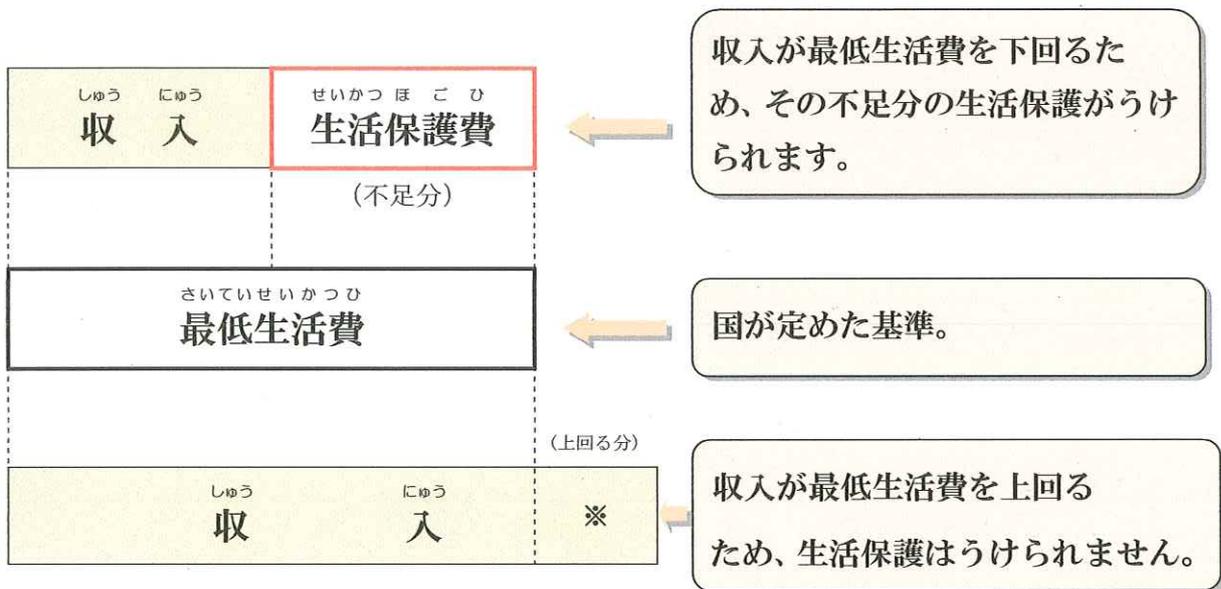
- (1) 生活扶助 ⇒ 着るもの、食べるもの、電気、水道など日常生活に必要な費用
- (2) 住宅扶助 ⇒ 家賃、地代、住宅補修に必要な費用
- (3) 教育扶助 ⇒ 小・中学生で必要な学用品・給食費など
- (4) 医療扶助 ⇒ けがや病気の治療に必要な費用
- (5) 介護扶助 ⇒ 介護サービスを受ける時にかかる費用
- (6) 出産扶助 ⇒ 出産に必要な費用
- (7) 生業扶助 ⇒ 仕事を始めるために必要な費用や、技術を身につけるために必要な費用（高校就学費用を含む）
- (8) 葬祭扶助 ⇒ 火葬に必要な費用

※一時的な扶助 特別な事情がある場合、被服費・家具什器費、移送費、入学準備金等があります。

4 生活保護費の決定のしかた

生活保護費 = 最低生活費 - 収入

世帯全員の収入と、世帯全員の人数や年齢などをもとに、国が定めた方法で計算した最低生活費を比べて、収入が少ない場合に、その足りない分が生活保護費として支給されます。



5 こんなときに相談しましょう

- 家計を支えていた人が病気になり生活できない。
- 家族が多く現在の収入で生活できない。
- 離婚や働いていた人の転出により収入がなくなり生活できない。
- その他の理由により現在の収入では生活できない。

ただし、次のような場合は、保護に優先して活用すべきものがあるため、保護が行われない場合があります。

- 預貯金や有価証券がある場合。
- 売却可能な遊休資産がある場合。
- 生命保険の解約返戻金な多額な場合、または保険料が高額な場合。
- その他生活するに足る資産がある場合。

6 こんなときには・・・

Q 病気のために満足に働けず、生活できません。
働いていても生活保護は受けられますか。

A できる限りで精一杯働いてもなお、収入が最低生活費に満たない場合は受けられます。

Q 自動車を持っていても保護は受けられますか。

A 原則として認められません。ただし、場合によっては認められる場合がありますので、詳しいことを知りたい場合は、福祉事務所にお申し出ください。

Q 田、畑、山林などの資産を所有している場合は、保護を受けられますか。
また、家や宅地を所有している場合はどうですか。

A 田、畑、山林、家、宅地などの不動産を所有していても保護を受けられる場合があります。しかし、利用状況、広さ、住宅ローンの有無、売却可能性、及び売却見込価格などで取扱いが違います。

また、居住用不動産を保有する65歳以上の方で、一定の要件を満たす場合、「要保護世帯向け長期生活支援資金」の貸付制度を活用していただく場合があります。詳しいことを知りたい場合は、福祉事務所にお申し出ください。

Q 収入自体は十分あるのですが、借金が多くその返済のために手元に生活するだけの金が残りません。この場合は保護が受けられますか。

A 生活保護では借金返済（例えば、住宅ローンの返済など）による減収を認めていません。保護を決定する場合の収入は借金返済前の額になります。

Q 保護を受けた場合、保護を受けていることが近所に知れ渡ることはありませんか。

A 保護を受ける場合、福祉事務所の担当員が世帯の相談に応じることとなりますが、公務員として秘密を守る義務がありますので、受けている方のプライバシーは守られます。

◎ お問い合わせ

三沢市総合社会福祉センター（三沢市福祉事務所）内

福祉部 生活福祉課 保護係 0176-51-8770